

愛知川中・下流域における中世の土地開発と豪族屋敷

谷岡武雄・小林 博・日下雅義

は し が き

『中世』ということばかりくるイメージは、歴史地理学的アプローチに対して、頑強に門戸を閉ざす城廓のごときものである。しかし、それはかずかずの古文書とともに、土地開発に関するさまざまな営みのあとを、あるいは種々なる防禦的施設を、意外にも数多く今日に残してきている。考古地理学が、クローフォードの唱えるフィールド考古学^①に類似し、歴史地理学にとって過去の景観復原に関する間接的方法^②を意味するものであるならば、各地に残存するいろいろの遺構をとりあげ、それらが生きていた時代の地理的世界を再構成することは、とくに未知の部分が多い中世の場合、文献的研究と同等あるいはそれ以上の意義を有するようになると思われる。

中世の示準的な遺構としては、いわゆる豪族屋敷があげられる。これはいうまでもなく、この時代特有の緊張体系の中で、みずからの集団を守り他に敵対するため、あるいは封建的支配のシンボルとして造構されたものである。本来の目的からいって、平和裡における居住域の拡大、すなわち土地開発とは相反している。しかし両者は、分布論的にみたり、あるいは特殊な機能を分析する場合に、意外にも密接につながれていたことが知られるのである。筆者の一人は、すでにその可能性を甲府盆地における豪族屋敷の研究^③からみいだしたが、今回は共同研究によって、両者

の関係をいつそう明確にしたいものと考えている。フィールドに選ばれたのは、湖東平野の中部にあたる愛知川の中・下流域である。

なおこの研究は、昭和三六年度文部省科学研究費による総合研究「西南日本における中世の土地開発と集落構造に関する地理学的研究」の一部をなすことを付記しておきたい。

一、愛知川中・下流域の性格

ここにとりあげる愛知川中・下流域とは、鈴鹿の地塁山地西側を縁どり、湖南に特徴的な古琵琶湖層群および新期洪積層から成る台地と、陥没から残った主に石英斑岩の孤立丘陵との間が、愛知川の沖積作用によって埋められた平野である。それは正しくは湖東平野の中部に当り、湖岸の沈降性を示す湖北平野、天井川とデルタの地形が顕著な湖南平野に比べて、両者の中間的な性格を示している。

近江盆地では第三位といわれる三九・六キロの流路と三三九・八平方キロの流域面積をもつ愛知川は、鈴鹿山脈の西斜面を下刻したのち、永源寺の下手で平野に出て西徼北流し、兩岸にかなり大がかりな扇状地を展開せしめるが、八日市付近からは石英斑岩の孤立丘陵群（箕作山・観音寺山および安土山）を北に迂廻するため方向を転じ、そうして前面に大きいデルタを形成している。目下干拓事業が進められつつある大中之湖は、かかる愛知川の沖積作用から取り残された、湖東に特有な付属湖の一つである。

流域平野の形成が、ひとしく愛知川の沖積作用に負うものにせよ、そこにはかなりの地域的ヴァリエティがみいだされる。しかもこのことは、土地開発のあり方に、深い関係を有するものなのである。かかる観点から、この地域を

地形区分すれば、つぎのごとくなる。

(一) 洪積層台地。これは右岸の山麓における新期洪積層のあまり広くない台地と、左岸において愛知川と佐久良川（日野川支流）との間で長く東西に伸張する台地とに分けられる。後者は古琵琶湖層群を主とし、新期洪積層によって縁取られている。一般に台地の上はほとんど開発されず、小さな開析谷は、堰止め溜池に場を提供する。

(二) 愛知川扇状地。これは洪積層台地の下より、ほぼ一〇〇メートル等高線に沿う湧水地帯までと考えてよい。この大きい扇状地の左寄りを流れる愛知川は、谷口において比高約十五メートルを測る段丘を両岸につくっている。こから青山と池田両部落迄まで下ると、比高約二メートルの下位段丘と同じく約六メートルの上位段丘とが明瞭に区別されるようになり、さらに下流へ向うにしたがって、両岸の段丘は高度を減じつつ下位のものほどより早く消滅するが、右岸では小田荊部落あたりまで、上位の段丘崖を追跡しうる。これらのことは、愛知川流域では扇面が段丘面化して扇状地の形成作用がドーナメントであることを示すもので、こういう点では崖の比高が小さく、扇状地形成の活動がなおアクティヴな北隣の犬上川流域のものとかなり異なる。開発にとつていっそう乏水性の環境をなすのが、この愛知川扇状地なのである。なお右岸の山麓近くにおいては、愛知川とは別系統の小河川が、扇面の上にさらに小さい沖積錐をつくっていることがわかる。その最大のものには宇曾川によって形成された。水量が少ないこの河流は、こういう特色ある地形をつくったのち、伏流水となり、のち再び地表にあらわれ、二つの大きい扇状地の地下水にも涵養されて、両者のあたかも縫合線を辿るのごとくに流下していく。これに対し、愛知川の河水も中流部において一たん姿を消したのち、湧水線辺りから再び顕流する。

(三) 形成の古い沖積平野。扇状地の末端部から、湖岸のバックスワンプに至る間は、地形的に扇状三角洲の性格を

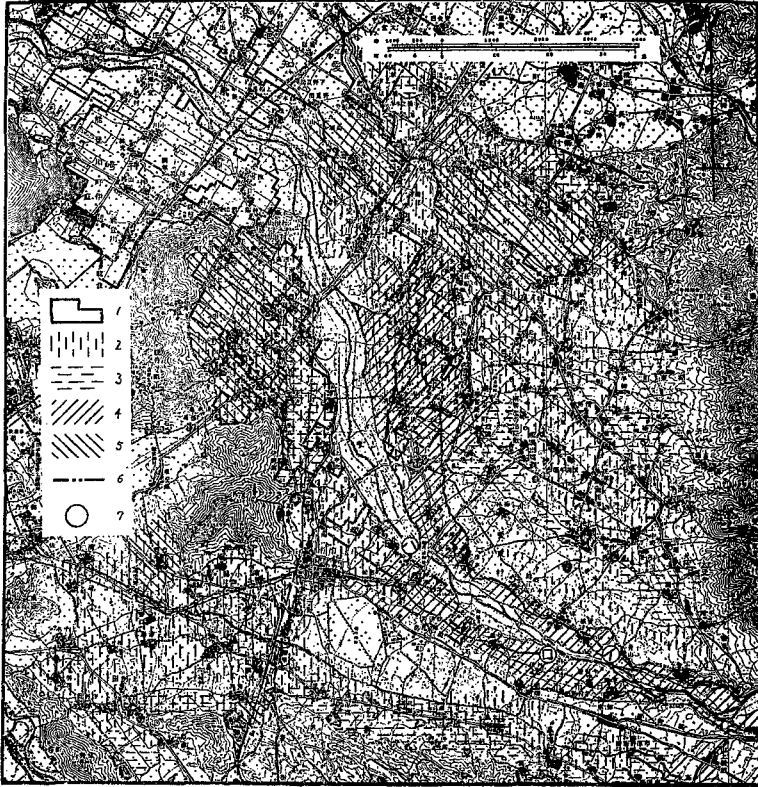
帯びており、形成が古い平坦地であるゆえに、水田農耕民によりもつとも早期から開発されたところである。これはとくに下流部において、二つの自然堤防とそこから遠ざかったバックスワンプより成ることがわかる。つまり愛知川は、流路を一度左に転じたのである。旧流路は、後述の条里型土地割の分布より推して、東円堂と豊満と中宿および愛知川し出屋敷の諸集落西方から、川原し山川原し白木し彦富し出路し田原し上岡部し上西川し下西川し甲崎し薩摩の諸部落を連ねる線と考えられる。この線の大部分はまた、かつての愛智・神崎両郡界をなしたものである。

(四) 湖岸地区。これはさらに右岸に明らかな浜堤、そのバックスワンプ、愛知川による形成の新しいデルタ、大中之湖を限る砂洲等に区分される。後二者は近世以降の開発にかかわるところであるゆえ、われわれの研究には直接関係がない。ところで、浜堤背後の沼沢地は、現在もお若干の水面を残しているが、ある時期にはかなりの程度まで陸化していたことが、曾根沼に関する資料等から推定しうるし^⑩、また左岸の付属湖に近い水辺の環境は、条里施行期には現在以上に乾燥していたことが、乙女浜部落東隣の条里坪付から想像される次第である。

以上のごとき地形の配列は、地盤運動とは無関係に考えられない。愛知川左岸において、古琵琶湖層群から成る台地が広い範囲にわたること、犬上川の場合に比して、愛知川流域では扇面の段丘面化が著しいこと等は、相対的に北部が沈降し南部が隆起する湖盆全体の運動とかなりの関連を有するのではなからうか。

中世的開発が水田を中心としたものである以上、灌漑の難易がその決定的条件となる。すでにみた地形の如何はなによりもまずこの点を通じて土地開発に影響を与えるものと考えねばならない。われわれが取扱った地域について、地形と灌漑様式との関係を概説すると、およそつきのごとくである。

愛知川左岸の扇頂より八日市までの中流域では、東西走する洪積層台地に並走して、すぐ下の溜池地帯、上位段丘



第1図 愛知川中・下流域における灌漑様式と条里遺構の分布

図の説明

1. 条里型土地割の分布範囲
 2. 揚水灌漑地域
 3. 溜池 //
 4. 河川 //
 5. 湧水 //
 6. 現郡界
 7. 主要用水路
- ① 愛知井
⊕ 高井
⊙ アンコ井

における一部河川灌漑を含む揚水機地帯、その崖上に近い畑作地帯、下位段丘における河川灌漑地帯が配列して河道に至る。揚水機灌漑地帯では、以前は水田のほとんど各地片ごとに野井戸がみられたし、また河川灌漑とは、この地方では「井」と呼ばれる灌漑水路によるものである。八日市より下流では、こういう帯状配列はみられないが、なお扇状部に属するため、河川・揚水機併用地区、溜池・揚水機併用地区がつきつぎとあらわれ、扇裾に近づくとしたが、ついで湧水・揚水機併用地区へと推移し、五個荘町西端では完全な湧水灌漑地区となる。さらにこれより下流域は、扇裾の湧水に涵養される河川灌漑地帯で、そうして湖岸地帯では、逆水灌漑が行われている。

これに対し、愛知川右岸の平野においては、左岸ほどに明瞭な帯状配列はみられないが、洪積層台地下の溜池地帯から扇状部の揚水機地帯、さらに河岸沿いの河川灌漑地帯、扇状下部の河川・揚水機地帯、揚水機地帯、扇裾近くの湧水・揚水機地帯を経て湧水灌漑地帯に至ることはほぼ同様であり、ここから湖岸にかけても、湧水を受ける河川灌漑地帯および逆水灌漑地帯となっている。なお宇曾川流域では、小さい扇状地の末端部に湧水地帯があらわれるため、上にみた灌漑様式の分布にやや不規則なものがみられる。

灌漑に関する限り、水田造成のもっとも容易なのは、扇裾の湧水線より下流の湧水灌漑地帯であることはいうまでもない。古代的開発の主要舞台となったのは、かかるところである。したがって、問題は中世的開発が、どのような地形を示すところにおいて、いかなる灌漑様式により、どの程度まで居住域を拡大しえたかという点に絞られてくるしだいである。

われわれが取りあげる地域は、現在の市町村名で示すと、八日市市、神崎郡の永源寺町・五個荘町・能登川町、愛知郡の愛東村・湖東町・秦荘町・愛知川町・稻枝町の区域内にほとんど含まれる。一九六〇年における総人口は、一〇六、五二五人で

ある。近江商人の出身地として名高く、伝統的に商業活動が活潑であり、また八日市や能登川町では近代工業もしたいに起りつつあるが、全体としてルーラルな性格はなお脱し切れぬ。

二、中世における土地開発

この地域における中世的開発の範囲と性格を知るためには、まずその出発点となった古代的開発を明らかにする必要がある。それは条里遺構の分布によって把握される。

われわれが地籍図・地名・一部の空中写真・古文書を手がかりとして、本地域に属する愛知・神崎両郡の条里を復原したところによれば(図省略)、土地割における阡線の方向はN三一〜三二度E偏して、犬上郡と同一系統に属し、北の坂田郡や南隣の蒲生郡のものと明らかに異なることがわかる^⑥。愛知・神崎両郡とも条は北から南へ、里は東の山麓から西の湖岸へ向って数え進み、また坪並は第一坪が各里の北東角にはじまり南進する平行式であって、これは湖東全域に共通するところである。二郡の条里は、前述の愛知川旧河道に沿う旧郡界によって区別され、神崎郡における陌線は少なくとも二町南へずれているが、土地割方向にそれほどの相違がみいだされない。扇面が示す地勢にしたがって土地区割されたものであれば、阡線の偏向がN四〇度Eほどとなるはずだが、そのことよりも古代の東山道の後身とも考えられる中仙道の方向に一致し、一部で重複する事実の方にいっそう興味を湧く。

条里型土地割の主たる分布地は、扇状地の末端から湖岸のバックスワンプにかけての形成が古い沖積平野である。ここはまた湧水灌漑および湧水にも涵養される河川灌漑地帯に当たっている。土地割のタイプをみると、愛知川旧河道右岸にあって、陸化がいつそう古いと思われる一帯に長地型が多く、左岸は半折型を主としている。混合型や外廓

のみ条里型というのも左岸に多い。したがって、宇曾川と愛知川旧河道とに挟まれた扇裾以下の地帯が、古代的開発の核心をなしていたように考えられるのである。しかしながら、典型的な条里型土地割の分布地域には、湿田や浸水地区が多く、今日では土地改良を必要としていることを、付記しなければならない。

条里型土地割の分布を手がかりとする限り、古代的開発が、湖岸地域においては一部を除いて、スクモ層から成るバックスワンプの手前にてとどまったと考えられるのに対し、扇状地においては、扇端よりなお若干上流へ向って進められた。湧水と河川または揚水機併用灌漑地帯ならびに「井」による河川灌漑地域の一部にも、条里遺構がみいだされるのである。一般に一二〇メートル等高線が、条里型土地割の連続的分布の上限をなすとみてよいが、細長く愛知川沿いに、右岸で一六〇メートル、左岸で一四五メートルラインにまで、なお若干のものがみいだされる。しかし大上川の場合とは異なり、扇央部には条里がみいだされない。なお、扇頂に近い小倉部落の段丘面にさえ古墳が存在することからみて、条里遺構の分布のみから古代的開発の範囲を推定することは危険であるが、かかる考古学的遺跡が示す開発は、さほど連続性をもつとは思われない。

以上にみたごとき古代的開発の外側において、中世的開発が行われた。その対象となりうる地域は、湖岸、愛知川の旧河道、扇央部の三つに分けて考えられる。

まず湖岸のバックスワンプおよび浜堤地帯は、曾根沼域に比定される東大寺領覇流荘の事例から推して、奈良朝にはある程度陸化していたものとすれば、そこにおける古代的開発の進行が考えられるが、これを立証する直接の資料に欠く。しかしながら、浜堤に立地する薩摩部落には、文明三年（一四七一）に真宗本派へ改宗した善照寺があり、隣接する柳川部落の無量寺は、元龜年間（一五七〇～一五七二）に兵火にかかったといわれるゆえ、浜堤の居住史

が少なくとも十五世紀にまでさかのぼりうることは明らかである。そのうえ、甲崎など若干の防禦的集落の存在を考
え合わすと、一度沈水したのちの陸化に伴ない、部分的な開発が行われた可能性が強い。だがそれは中世もかなり末
期のことと考えてよい。なお愛知川の現河口におけるデルタは、形成が非常に新しく、その開発はほとんど近世のこ
とに属する。

愛知川の旧河道は、バックスワンプで水田を作る人たちにとって、洪水から安全な居住に適したところである。か
かる自然堤防地帯自体は、条里施行の対象とならなかつたゆえ、中世にはなお多く未開のまま残されていた。だが近
世的な地名もみられ、中世においてどの程度まで開発されたかは疑問であるし、面積もさほど大ではない。なお服部
部落より下流の愛知川現河道に沿うては、条里型土地割が両岸に接して分布する。これは条里制の先行性を示すも
で、この部分では中世にはむしろ既耕地が減少したことを意味する。

このようにみてくると、中世にも開発が行われたとすれば、その主要舞台は、愛知川扇状地を措いて他にないこと
となる。周知のごとく、古代的土地開発にあたって、大陸からの帰化人であった秦氏一族の寄与は少なからずと考
えられ、平安期にはその末裔が郡政の主要ポストを占めていたほどであるから、かれらの先進的技術を利用する可能性
は、じゆうぶん残っていた。他方、この地域にも奈良の東大寺・興福寺・元興寺、近江の延暦寺・園城寺・日吉社等
の勢力が浸透していたが、扇状三角洲の条里地域を占める弘福寺領平流荘^⑧のごときは別として、東大寺領大国荘や
愛知荘などの範圍は、条里施行地を含みながらも、その外側におよんでいるのである。大国荘の中心をなしていたと
考えられる豊満^⑨の部落域には、あまり多くの条里型土地割をみだし難いし、八十三条の五〜九里間の諸坪に分
散する元興寺領愛智荘の場合^⑩も、全所領を条里型土地割の分布地域内に収めることは困難な模様である。つまり、

これらの域外勢が、単に既耕地の経営にとどまらず、条里施行地の外側を開発した可能性が考えられる。そうしてその対象地域となったのは、愛知川町・豊満・東円堂一帯の自然堤防と、これの東方において扇裾から扇央へ漸次高くなって行く非条里地帯とである。これらの地域は、扇央全域とともに旱魃のひどい乏水性の環境^⑥をなすから、その開発には、灌漑用水の確保が必須であった。かくて、帰化人系の長い伝統をもつ先進的な技術が、溜池や灌漑水路の造営にあたって、大いに活用されたものと考えられる。

愛知川左岸の段丘面は、いわゆる蒲生野の一部をなすもので、その開発がすでに中世において行われたことが明らかとなっている^⑦が、この場合、愛知川より引水して下位段丘面上を通ずる高井^⑧が果たした役割は決定的であった。これに対し、愛知川右岸では、同じく本流から引水し、下位段丘面を通じたのち、下流域において低くなった上位段丘の崖を越える愛知井と安壺井^⑨とが古いものである。小田苅部落を井元とする前者は現用され、東円堂部落を井元とする後者は廃用化しているが、その受益地域は、大国荘や愛智荘の中心地に当るので、これらの開さく年代は不明ながら、条里型土地割分布範囲外への荘域の拡大と無関係には考えられないのである。

溜池灌漑を主とする扇央部の開発は、「井」による灌漑地域の場合よりもかなり遅れてはじまったと考えられる。池之尻ほか若干の溜池がかなり古い歴史をもつことが推定されるが、他の多くは比較的新しい。一般的にいって、扇央部の開発は、興福寺領鯉江荘など一部を除き、鎌倉期までさかのぼりうるところは少ないのではなからうか。愛知川中・下流域では、前述のごとき域外社寺の荘園が種々みられたが、域内の永源寺や百済寺も同様に荘園を経営したことは明らかである。ことに百済寺の所領は、扇央部の各所に分布するが、いずれも小規模な地片にすぎない。しかも同寺所蔵の文書によれば、中世末の永正八年（一一五二）当時でさえ、一カ所では一段にも達しない「新開」がみ

いだされて、この時代の開発の性格がうかがわれるしだいである^④。

しかしながら、封建前期の開発が、荘園期ほどに大規模であったとは考えられない。扇状部にせよ、新成のデルタにせよ、その大がかりな開発は、やはり近世を待たねばならなかった。戦国の武将によって引き起された緊張体系が、それを許さなかったからである。だが絶えず戦闘が続いているわけのものでもないゆえ、一時的安康を得れば、百濟寺領の例が示すごとく小規模な開墾が根気よく行われたと考えられるのである。封建前期にみられたかかる土地開発を、これ以上追及するには、残念ながら資料に乏しい。それゆえわれわれは、考古地理学的方法に立ちかえって、中世的集落の示準形能といわれる豪族屋敷を实地調査し、その分布論的研究から、土地開発を間接に推しはかるより、いまのところ適当な方法がみいだせないのである。それがひいては、中世的集落の構造を明らかにすることもなる。

三、豪族屋敷の位置と形態

この地域における中世豪族屋敷を研究するに当たっては、つぎの諸条件を考慮する必要がある。

〔一〕 近畿先進地域の一つとして土地開発が早くから行われたため、豪族屋敷を核とする新集落の発生よりも、既存集落の一廓を構えるケースが多かったこと。〔二〕 この地域では、中世末に守護・荘園領主・有力名主・農民層等対立関係にある諸勢力が相殺し合って、強力な戦国大名の出現をみなかったこと。〔三〕 この地方は京極勢と六角勢との境界地帯にあたり、両勢力の消長に伴ってしばしば戦乱のちまたとなり、そのため貴重な史料が散逸して、この面での研究が種々制約を受けること。

このことは本地域における中世豪族屋敷の広範囲にわたる分布の可能性を示唆するとともに、何よりもまず遺構に関する調査の必要を痛感せしめる。

われわれが行ったフィールド調査の結果から、最初に豪族屋敷と村落との位置関係について考察してみよう。

この地域では、しばしば古屋敷の小字名を示すところが、現在の村落とはやや離れて存在する。たとえば下岸本では、現在の村落が愛知川沿いの沖積低地を占めるのに対して、古屋敷は約一七〇メートル離れた段丘崖端にあつて空濠のあとを残し、また西出（安孫子）では大城（旧字名屋敷内）が部落の西北一五〇メートルに、豊満では古屋敷が同じく北西四〇〇メートルに、葛巻では東方一〇〇メートルのところにある。このような古屋敷と村落の隔離状態は果して当初からのものか、現村落が古屋敷の近くより移動してきたのか、あるいは逆に古屋敷が村落からとび出して行ったものなのか。いま一般的にそのいずれかを断定することは困難であるし、また古屋敷がすべて豪族屋敷を意味していたかも疑問であるが、二三の事例についてこの点を検討してみよう。

たとえば永源寺町甲津畑は、南都興福寺の荘園であつたが、同地在住の速水家の系図^⑧によれば、「補任甲津公文職仍構屋敷是号公文殿」とあり、速水秦氏が永仁二年（一二九四）のころ甲津畑に來住し、公文職となつて屋敷を構えたことが知られ、そうしてその場所はいまの城久保付近と伝えられる。城久保は伊勢国より鈴鹿山地をこえる千種越えの道が近江へ通ずる出口にあたり、小高い丘の上を占める。ところが現在その周辺にある甲津畑部落のかなりの部分は江戸後期に御在所山中の塩津や根ノ平から移動してきたことが宝永三年の検地帳^⑨から判明しており、当時家々はこの一带に多くなかつたとみられるのである。つまり荘官の屋敷は部落よりはなれたところに設けられたことが推察される。また市原野の場合をみると、ここでは文龜元年（一五〇一）市原野荘絵図写というのが残されている^⑩。

模写は江戸時代であってその真偽は判断し難い。しかしこれと無関係な前記速水家系図に「文龜元年辛酉四月二十日玉緒山境目立会之絵図成就」とあり、興福寺領十カ村、東大寺領六カ村、法勝寺領五カ村、延暦寺領八カ村の記載がみられるし、八日市[◎]および日野にはそれぞれ東大寺領と延暦寺領の絵図写が別々に伝えられている。これらからみて上述の絵図写が全く根拠がない想像的な偽作であるとは思われない。たとえ偽作としても、その基礎になる図があったと考えられる。

事実、絵図と現地を対照してみれば、二股村鍛冶屋の所在地には、いま鍛冶屋の小字地名がみいだされ、池があるほか、石谷には二重堀の屋敷が、また高木には一重堀の屋敷が、それぞれ図の中に示され、かつ今もそのあとが残っている。してみれば古図写の中で公文所や下司殿が村落から若干はなれて描かれているのも、単なる想像とは考えられない。これらの例は古屋敷が当初より村落からやや分離して存在していたことを示すかのようなものである。

また古屋敷のかわりに古城がみられるのは、湖岸の伊庭の場合である。平安時代の豪族の系譜をひくとみられるこの伊庭氏の根拠地においては、古城の地名が現伊庭部落の東はずれにあり、中世末活躍した伊庭氏の城館は現在の部落の中にみいだされる。この場合も、両者は新旧の系列で考えられ、部落と古城は分離しているのである。

つぎに豪族屋敷の形態は、この地域では必ずしも明らかではない。その理由は、これらの屋敷跡の現存する場合が多くないからである。われわれの調査によって知りえた豪族屋敷の残存形態には、つぎのごとき諸ケースが区別される。

〔一〕江戸時代に開墾されて耕地化したもの（肥田・高野瀬・甲崎・鯉江の一部・島川の一部）



第2図 市原野（永源寺町野）の豪族屋敷跡
図の説明 1. 宅地 2. 水田 3. 畑 4. 水路 5. 道路

〔二〕江戸時代は宅地として存在したが、明治五年（一八七二）の学制発布によって旧村落の学校敷地となり、現在も同じ状態をつづけているもの（島川・伊庭・上南・川守など）

〔三〕空地または畑地として残され、あるいは大字の集会所・寺院・祠の敷地となっているもの（市原野・一式・愛知川・葛巻・山路・和田・河曲など）

〔四〕現在もかつての豪族の子孫または他人によって、居住が続いているもの（甲崎・鏡・中北・小堤・三上など）
〔一〕は城館または城砦に近い規模をもったものであり、また〔二〕はそれよりやや小さいが、城館であったと考えられる。〔四〕は愛知川流域にはさほどみられず、蒲生・野洲郡に多い。結局のところ〔三〕が比較的多いのであるが、それとても大部分は完全な原形を残していない。

一般に豪族屋敷の規模は、一辺が二〇間前後、他辺が三〇間ほどの長方形ないしは変形した四辺形をなし、面積も一反数畝のものが標準である。たとえば安孫子（一二・五

間×一八間)、一式(一七〇一六間×二二〇一九間)、市原野(二六〇三三間×三一〇二八間)などが標準型に近い。これらはいずれも前掲の第三型に属する。これよりやや大きいものに、高木の四七〇五四間×四七〇六〇間があり。湖北木之本町小山の伊吹屋敷がほぼ一町四方を堀の内とし、その内側に約三五間四方の土塁をめぐらしていたこと^⑧や別の機会に現地調査した長浜市下坂中の下坂屋敷が、ほぼ一町四方であることなどからみれば、この地でもやはり高木クラスが豪族屋敷としては群を抜いていたと考えられる。しかし、湖北や甲斐、東北のものほど整然とした遺構がみられない。さらに城砦を兼ねたものは、当然のことながら大規模で、肥田城(高野瀬氏居館)は、江戸時代の開墾で三町五反九畝十七歩の耕地となっている^⑨。

右と関連して、豪族屋敷の錯雑性はこの流域の特色であると考えられる。それは中世を通じて同一の集落に異なる豪族、被官、家人などが住み、盛衰をした結果、屋敷跡が重複していること、さらには屋敷の分化がみられることのためである。前者について、たとえば「市」をとりあげると、ここでは南北朝のころより市村備後守の名があらわれており、室町期には三家に分かれた。また上岸本には、高岸・岸本両氏が、川南には文永年間中村民部、文禄年間高橋撰津守が、島川には喜多川弥介と矢守咄岐守、平井には平井氏・井関氏・西川氏(後二者は平井氏の重臣)、平柳には中戸氏、平柳氏が住んだと伝えられる。さらに江戸時代に著わされた淡海木間攪や近江古城記録などを比較しても、かなりの相異がみられるが、この事実は単に史料の信憑度が低いというだけではなく、屋敷居住者の変転が多かったことを物語るのではなからうか。鯉江では、旧屋敷の地区内において戦国時代に城砦が構築されたため両者が錯雑し、矢守でも杉立氏のほか賀藤氏がいた。ただしこの居趾は現在では明瞭でない。同様なことは、愛知川町長野大門にもみられる。

屋敷の分化が考えられるのは、同一集落内に上屋敷、下屋敷、城などが並在することのためである。たとえば甲崎(稻枝町)では、上屋敷、中屋敷、下屋敷、城屋敷の小字名があり、現在の集落は上屋敷と城屋敷にわたり、中屋敷と下屋敷は耕地になっている。そうして城屋敷の地には、神崎氏の子孫と伝えられる(所蔵文書なし)神崎氏が、冠木門をもつ屋敷を構えている。屋敷の南東側には濠をかねた小流がみられ、前には祠がまつられてある。また集落の西、下屋敷の近くには、本城・門の脇・馬屋・蓮池などの小字名と城館の地割が残存する。この地は、神崎氏五代の居館地であり(新開略記)また山内氏も在住したと伝えられるところで(佐々木南北諸土帳)㊦、前述の重複居住がみられたことも考えられるが、それ以外に、屋敷と城の分化さらに屋敷内部の分化が行われていたのではなからうか。同様に島川においても島川北城と南城があり、北城は城砦的、南城は屋敷的であったといわれる。これも屋敷と城の分化を示すものではなからうかと判断される。

中世の城砦が、山上にあつて山麓の居館と分離していたことは、この地でもみられ、佐生山頂―同山麓(五個荘町、後藤氏)、和田山山頂―同山麓(五個荘町、和田氏)、下迫(日野町、三木氏)、玉緒山―布施(八日市市、布施氏)佐久良上の城山―下の城山(日野町、小倉氏)星ヶ崎城―鏡(竜王町、鏡山氏)などのごとくである。

また平野部の場合でも永原氏のごときは、二つの城館を有している。こうした傾向から推すと、愛知川流域の平野部にあつても、城と屋敷の水平的分化が時には行なわれたのではないかとの仮説も一応樹てられよう。下屋敷と上屋敷との分化の例を他に求めると、前記鏡山氏の場合、中世末に居館を鏡字山鏡の地に設け、土塁と濠でこれを取りまいたが、その北隣りに下屋敷(現在水田)をたてたことが知られるし、野洲町小堤の沢屋敷でも、廓内の土塁の西隣りに下屋敷(現在水田)を設け濠をめぐらした痕跡がみいだされるのである。

小字名表による屋敷関係地名

項目 郡名	A	B	C	D	E
神崎郡	17	5	19	3	1
愛知郡	26	4	11	3	2
蒲生郡	48	13	19	4	5
野洲郡	19	2	8	2	2
栗太郡	28	2	15	8	2

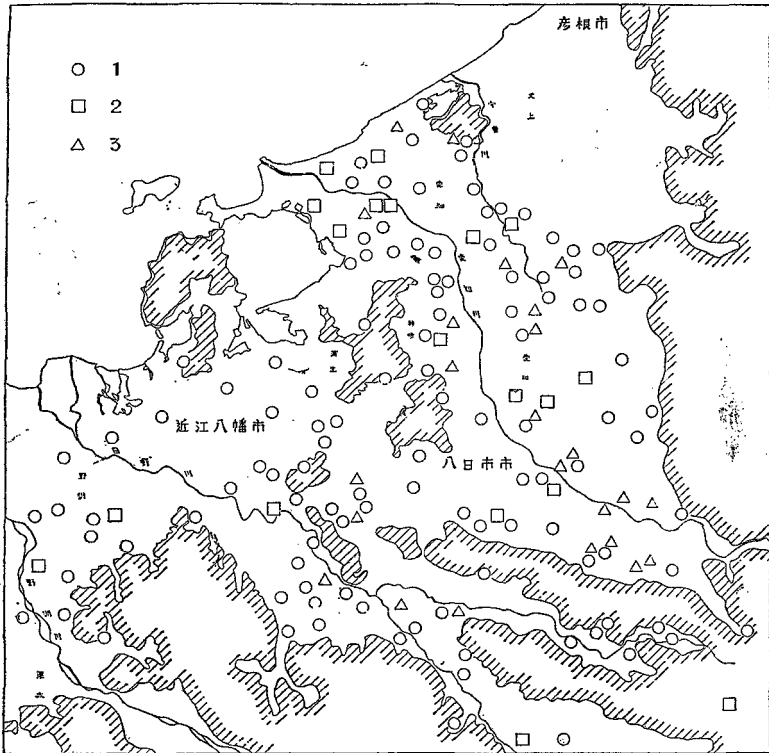
- A…城ノ前・堀ノ内・城屋敷・馬場
 - B…おやしき・殿屋敷・内屋敷・古屋敷
 - C…その他の屋敷
 - D…市
 - E…蔵ノ町
- (ただし愛知郡中、山地にある東小椋村は除いてある)

また小字名についても、種々なる論議がなされるが、豪族屋敷的な地名が、豪族屋敷とは全く無関係とはいいがたしい。一つの手がかりとしての価値は認められてよい。そこで明治八年の小字名統合以前の小字名表^⑥によって、豪族屋敷に関する地名をみると、上の表のごとくである。これらのうち、単なる屋敷・西ノ屋敷などの地名が豪族屋敷を意味するか否かは疑問であるし、これを省くとしても、なおかなりの豪族屋敷が館または城館として存在していたこ

われわれは現地調査により、豪族屋敷の位置と形態を明らかにしたが、さらにここでは小字名の蒐集によるアプローチ、文献史料の検討結果をも加えて、全体の分布をみて行きたい。なお近江の古城・豪族屋敷に関する文献史料としては、一次的なものが少なく、二次的なものとしては、江戸期に書かれた淡海木間撰、近江輿地誌略、近世古城主屋敷主表、佐々木南北諸土帳^⑦などがあげられるが、その網羅性・信憑性については、疑問の点が少なくないことを、注意しなければならない。

四、豪族屋敷の分布

いずれにせよ、以上のごとき位置を占め、形態をとったものの土地開発に果たした役割は、連続的な面の上ではなされず、かなり狭い点的なものといわねばならない。



第3図 愛知川中・下流および日野川流域における豪族屋敷の分布

- 図の説明
1. 小字名に残るもの
 2. 文書のみにあるもの
 3. 遺構のあるもの

とが判明する。そうしておやしき、殿屋敷など居館を示すとみられるものよりも、城屋敷・堀ノ内・堀ノ前などの城館を意味するものが多い。

さらに小字名までならなかった豪族屋敷、あるいは豪族屋敷を示した小字名がその後変化した場合などが考えられる^②。われわれはその造構の残存や里人の俗称を通じてこれらの判明するものを現地踏査によって調べた。

その結果を図示すれば第3図のごとくである。図によると、湖東平野全域にわたり、佐々木氏および蒲生氏に關係するものが大半を占めている。また条里施行地域には少なく、その縁辺部とくに山麓に多く、平野部にあつては河川にそうてかなりみいだされる。その理由は、これらが戦術上要害をなしやすいかつたこと、条里が氾濫によつてみだされ、豪族の発生を容易ならしめたことなどに求められよう。さらにその分布密度は、蒲生郡よりも愛知・神崎両郡に高い。これは前述のごとく、愛知川流域が京極(のちに浅井)・六角両氏の勢力境界地帯にあたり、戦乱がたえまなかつたことも關係するとみられる。

ところで、右の分布をより詳しくみるためには、豪族屋敷の系譜が尋ねられねばなるまい。われわれが知り得る分布は、鎌倉・南北朝・室町とくに戦国の諸期を通じて形成された豪族屋敷の重さねあわせの結果であり、当然のことながらその成立と存続期間を異にし、その性格もちがうからである。豪族屋敷の系譜には、名田屋敷の系統と政治支配の末端にあらわれた「地頭堀ノ内」の系統とがあげられる^③。しかし、荘園が錯綜した近江の場合、この二つの系統をわけることは史料的にも困難であつた。そこで郡志その他の史料^④から現在に痕跡を残す豪族屋敷の系譜を考えてみた。これらのうち比較的明らかなものをおげるとつぎのごとくなる。

〔一〕平安時代の豪族または土豪の系統をひくもの。伊庭氏(伊庭)・安孫子氏(安孫子)・小倉氏(小倉・佐久良)。

〔二〕 南北朝—室町期の在地領主（鎌倉期の地頭荘官の系統をひくものおよび有力新名主の土豪化したもの）。鯉江氏（鯉江・森氏）・森氏（森）・市村氏（市村）・島川氏（島川）・目賀田氏（目賀田）・野村氏（市原野）・速水氏（甲津畑）。なおやや疑問であるが、杉立氏（矢守）・賀藤氏（矢守）・田付氏（三ツ谷）・本庄氏（本庄）・矢守氏（島川）・平柳氏（平柳）等もこれに属せしめうる。

〔三〕 守護佐々木氏の庶流。愛智川氏（愛知川）・平井氏（平井・彦富）・長江氏（金沢）・高野瀬氏（肥田）・高野瀬・神崎氏（甲崎）・新開氏（新海）。これらの多くは鎌倉から南北朝期にかけて在地領主化している。

〔四〕 守護佐々木氏の家人となったもの。中村氏（長野）・杉立氏・鯉江氏・吉田氏・目賀田氏・栗田氏（栗田）・本庄氏・田付氏・青山氏・山路氏（山路）・和田氏（和田）・新村氏（新宮）・小川氏（小川）・後藤氏（羽田）・倉垣氏（石倉）・芝原氏（芝原）・布施氏（布施）・瓜生津）。ただし——印は農民層から上昇したもの②。

〔五〕 佐々木氏の庶流または家人の被官。久木氏（越川城）・高野瀬氏・井関氏・西川氏（平井・平井氏）・安孫子氏（安孫子・高野瀬氏）・満島氏（刈間）・矢守氏）。

右の系譜と分布の関係をみると、〔一〕および〔二〕は、そのほとんどが条里施行地域外または縁辺に存在し、それはとくに愛知川右岸の旧扇状地面に多い。このことは土地開発と豪族屋敷のある種の連関を示すものではなからうか。

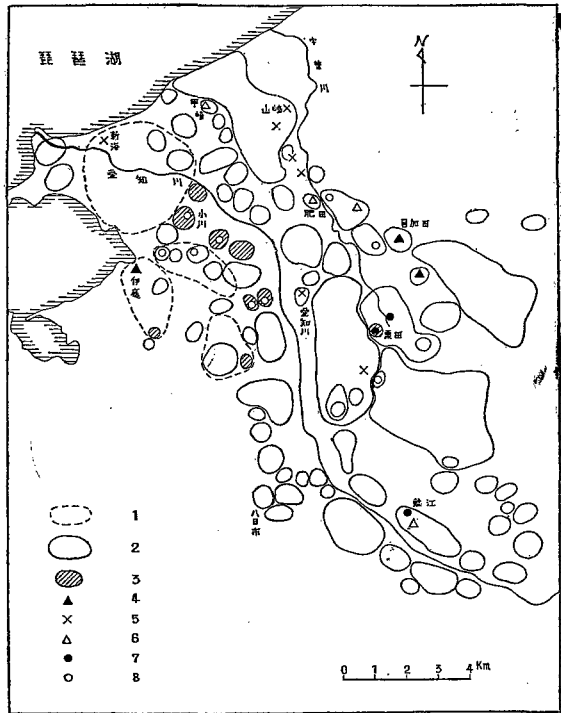
これに対し、守護職の庶流とされる〔三〕は、むしろ条里施行地の沖積平野面に多く分布する。しかし、これも詳細に検討すれば字曾川・愛知川・愛知川旧流路にそう微高地あるいは自然堤防を利用し、概して条里型土地割分布地の縁辺にあたるのである。南北朝以後新しい体制が進展すると、守護は積極的にそれまでの在地領主や土豪化した有力新名主を被官化したといわれるが、この地域では六角佐々木氏による被官化が顕著であった。この場合、前記のように布施・芝原・後藤などの農民層出身が、やはり非条里地域の蒲生野一帯から出てきていることは注目される。その背後には蒲生野における土地開発の進展とこの地域の商業活動を考えねばならぬのではなからうか。

第四型の分布に関していま一つ注意されるのは、六角佐々木氏の本拠地観音寺山から愛知川に至る一帯に、この型

が多いことである。しかし、これらはかなりのものがみずから神社を勧請し、集落規模もさほど大きくない。すなわち豪族による村だてが予想される。これは六角氏の防備体制と関連があるものとみられる。当時六角氏は江北の京極氏と争い、京極氏没落後も浅井氏、さらには織田氏が重大な脅威であった。事実羽田（八日市市）出身の後藤氏もたちに佐生（五箇荘町）に移り、しばしば激戦がこの一帯で行われており、遂には織田氏によって六角氏の滅亡がもたらされてしまった。このようにみると、戦略上の意図が考えられるのである。

第五型は、佐々木氏庶流または家人の屋敷に近く分布するのが普通で、数は少ないが集中形態を示している。

以上のごとくみれば、愛知川中・下流域における豪族屋敷の分布は、土地開発と戦略体制という二つの要因に大きく規定され、局地的には微地形と関係が深いことがしられる。しかも土地開発の場合、豪族屋敷が開発拠点として機能したというよりも、荘園における土地占有や経営の変化につれて、その再編成の中心になったとみなされる。第4図は、この地域における神社の氏子の範囲と豪族所在地との関係を示したものである。図によると、愛知川右岸においては、押立神社、豊国神社など大きい氏子範囲を有する郷社が多いが、豪族屋敷のある集落は、その縁辺部に分布する。神社と荘郷との関係についてはなお研究すべき余地が多いにしても、かかる縁辺は力関係の比較的弱いところであり、ここから南北に室町期の在地領主が多く輩出していること、さらにこれらが東北型の豪族屋敷村を示さないことなどから右の推定が生まれてくるのである。神社を前時代の荘園経営の中心地と考えれば、荘園的土地開発と封建的開発との異根性としても捉えられるが、この点は後考を待ちたい。これに対して、観音寺山の北東、愛知川左岸には前述のごとく武家尊崇の神を祭る神社が、豪族屋敷とともに介在し、氏子範囲の変化もかなり著しい。こうした点からも右岸と左岸の豪族屋敷に相違がみられる。このことは前記の二大要因と関係づけて考えてもよからう。



第4図 氏子圏と豪族屋敷

図の説明

1. 旧氏子の範囲
2. 氏子の範囲
3. 豪族（武士）関係の神社の氏子
4. 豪族
5. 佐々木氏（守護）の庶流
6. 佐々木氏（守護）の庶流（城館趾のあるもの）
7. 守護豪族の度流
8. 守護豪族の家人

これを要するに、愛知川中・下流域における豪族屋敷は、土地開発の拠点となったものよりも、荘園制下の居住と土地領有・保有関係の変化につれて、その再編成の中心となったものが多いことは明らかである。それらは佐々木氏の下に被官化した下級豪族たちによって構えられ、戦略的な防禦拠点としての機能を發揮していたが、六角佐々木氏の不安定性のゆえに、体制は必ずしも整備されていなかった。しかも、近世初期における有力土豪の帰農による豪族屋敷村があまりみられない点から推して、佐々木氏の滅亡後は、他地方に出で、中世末には跡を絶ったものが多い

ように思われる。この点は先進地域における豪族屋敷に共通する特色ではなからうか。

なお本地域においては、中世商業の発達から、市場が集落形成のもう一つの核心をなしていた。これは先の表に一部示しておいたが、豪族屋敷との関係の考察は他日を期したい。

む す ぶ

中世における土地開発は、条里型土地割の分布地域外にあたる愛知川扇状地を主要舞台とし、一部は同河川の旧河道または自然堤防、さらに湖岸のバックスワンプにおよんだ。乏水性の環境にあるため、溜池および井による河川灌漑に基づく水田開発が主であったことはいうまでもない。しかしそれは小規模なものの集積とはいえ、荘園期であって、封建期にはさほどの事例をみいだし難い。しかし、豪族屋敷が市場とともに、新しい集落形成の二大核心をなしていた以上、居住域の拡大という観点に立てば、土地開発史上無視しうるものではない。豪族屋敷と土地開発とは、一部において機能論的に、全域については分布論的につながるものと考えてよいのではなからうか。殺伐たる中世的景観の奥底にも、平和的な開発の匂いが感じられるしだいである。

註① Crawford, O. G. S.: *Archaeology in the field*, London, 1953.

② 谷岡武雄 平野の地理、第四章第二節、一九六三。

③ 谷岡武雄・須藤賢 甲府盆地における豪族屋敷、人文地理三の増刊号、一九五二。

④ 谷岡武雄 近江国犬上郡の条里と湖東平野中部の開発、人文地理八の五、一九五六。

⑤ 谷岡武雄 同右

⑥ 愛知川沿岸土地改良事務所、「浸水被害状況図」による。

- ⑦ 近江愛智郡志卷五、第二三篇、一九二九。
- ⑧ 弥永貞三 奈良時代の貴族と農民、一二二～一二三頁、一九五六。
- ⑨ 豊満神社の前から馬場にかけての小字が「大國」となっている。
- ⑩ 坂本賞三 元興寺領近江国愛智庄について(一) 滋賀大学学芸部紀要十、一九六〇。
- ⑪ 農林省愛知川水利事務所「早魁被害状況図」による。
- ⑫ 小牧実繁・小林博 野の開発、田中秀作教授古稀記念地理学論文集所収、一九五六。
- ⑬ 蒲生郡志によれば、高井は借得珍の設計に成るといわれる。なおこの付近は中世商業の中心地、得珍保の故地である。
- ⑭ 近江愛智郡志卷五、二六三頁掲載の文書による。
- ⑮ この系図の信憑性は三上彦次博士により認められている。
- ⑯ 甲津畑部落有文書。
- ⑰ 高木部落有文書。
- ⑱ 八日市公民館蔵。ただ記載様式は若干異なる。
- ⑲ 宮川満 大閣検地論Ⅱ部、二八六頁、一九五七。
- ⑳ 愛智郡志卷二、三一六頁。
- ㉑ 同右による。
- ㉒ 近江輿地誌略(寒川辰清) (大日本地誌大系) は、地誌で必ずしも古城址・豪族屋敷を網羅していない。近江古城主屋敷主帳(滋賀県庁所蔵影写本)は彦根藩領関係のものであるが、編纂の時期や由来が明らかでない。淡海木間撰や佐々木南北諸土帳(同上)も疑問の点が少なくない。
- ㉓ 滋賀県庁所蔵。
- ㉔ たとえば現地に行くと住民だけが慣用しているのみで城館を示すものがある。甲崎の馬屋・門ノ脇、一式の城など。
- ㉕ 谷岡武雄「中世の防禦的集落」歴史地理第二巻一五六頁、朝倉書店、一九五七。
- ㉖ 「近江愛智郡志」五巻、「近江神崎郡志草稿」(上、下)、神崎郡教育会、一九二八。宮川満「大閣検地論」第Ⅰ・Ⅱ部、御茶の水書房一九五七、一九五九。速水家(甲津畑)高野瀬家(肥田)、系図、その他による。
- ㉗ 宮川満 前掲書 第Ⅰ部、二五六頁。